

# 令和元年度奈良県計画に関する 事後評価

令和4年11月  
奈良県

※ 本紙は、計画期間満了の翌年度まで、毎年度追記して国に提出するとともに、公表することに努めるものとする。

### 3. 事業の実施状況

令和元年度奈良県計画に規定した事業について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 医療機能分化・連携促進事業	【総事業費】 996 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	奈良県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想実現に向けた取組として、ポスト2025を見据えた病院・病床規模の適正化、医師・急性期機能の散在解消につながる医療機能強化・規模適正化が必要。 アウトカム指標：医療提供体制の充実	
事業の内容（当初計画）	病院間の連携促進支援（病病連携研修会を開催し、連携促進のための病院間の個別協議や連携協定の締結等に繋げる）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・連携事例1件	
アウトプット指標（達成値）	令和3年度においては、6病院へ支援を実施。連携事例1件。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 病院間連携を強化する病院の増加  （1）事業の有効性 支援を行った病院においては、連携強化に向けた具体的な方策案を策定し、取組に向けた準備が整った。 （2）事業の効率性 病院長の集まる会議において、当事業を周知し、活用を促した。 県が支援に入ることで、連携を進める病院間の協議がスムーズに進めることができた。	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1 (介護分)】 奈良県介護施設等整備事業	【総事業費】 29,309 千円
事業の対象となる区域	全圏域	
事業の実施主体	介護事業者等	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム 1カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所</li> <li>・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所 (68 床)</li> <li>・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所</li> </ul>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス施設等の整備を行う。</li> <li>・介護施設等の開設に必要な準備経費に対して支援を行う。</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行う。</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム 1カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所</li> <li>・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所 (68 床)</li> <li>・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所</li> </ul>	

<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム 1カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所</li> <li>・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所（68床）</li> <li>・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所</li> </ul>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症高齢者グループホーム 1カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所</li> <li>・認知症高齢者グループホーム開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費に対する支援 1カ所</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所開設準備経費に対する支援 2カ所</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備支援 1カ所</li> <li>・既存の特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援 3カ所（68床）</li> <li>・養護老人ホーム開設準備経費に対する支援 1カ所</li> </ul> <p><b>（１）事業の有効性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス施設等の整備により県内の要介護・要支援認定者に対する地域密着型サービス事業所数が増加し、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が図られた。</li> <li>・特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する支援を行うことにより、開設時における安定した質の高いサービスの提供が図られた。</li> <li>・介護療養型医療施設の介護施設等への転換整備に対して支援を行い介護療養病床が減少した。</li> </ul> <p><b>（２）事業の効率性</b></p> <p>調達方法や手続について行政の手法を紹介することで、一定の共通認識のもとで施設整備を行い、調達の効率化が図られた。</p>

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助金	【総事業費】 29,424 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県内看護師等養成所	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の役割は多様化・複雑化しており、時代に応じた看護教育の強化・充実が求められている。県内に質の高い看護職員を確保するため、看護師等養成所の運営に必要な経費を補助することで教育内容の向上を図り、卒業生の県内就業を促進する。	
事業の内容（当初計画）	看護師等養成所の運営を支援するため、専任教員の配置や実習経費等の費用に対する補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	事業実施施設数6校7課程／年	
アウトプット指標（達成値）	事業実施施設数6校7課程／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 卒業生の県内就業率 R4年度までに55%以上を達成 直近のアウトカム指標 R4.3卒：54.3%	
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 補助金交付により看護教育の充実を図ることで、医療現場の多様化・患者の複雑化・医療技術の進歩への対応力を持つ、質の高い看護職員を養成することができている。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 補助額の算出にあたり卒業生の県内就業率に応じた調整率を適用することで、養成所卒業生の県内就業を促進することができている。</p>	
その他		